

## 「再生可能エネルギー協議会」活動推進規程

### (目的)

第1条 特定非営利活動法人再生可能エネルギー協議会の定款第5条に定めた特定非営利活動に係る事業を円滑に達成するため、共催を組む法人と共に再生可能エネルギー協議会 活動推進執行組織を編成する。

2 前項1の非営利活動に係る事業は次のとおり。

- (1)再生可能エネルギー分野を網羅した世界展示会の開催を企画・推進
- (2)再生可能エネルギー分野を網羅した国際フォーラムの開催
- (3)再生可能エネルギー分野を網羅した国際会議の開催を共催
- (4)その他目的を達成するために必要な業務

3 前項1で記した活動推進執行組織のもとに、再生可能エネルギー協議会実行委員会(以下、実行委員会と呼ぶ)を設置し、実務を委嘱する。

### (実行委員会の組織)

第2条 再生可能エネルギーの12分野が先進的に活動できるよう企画及び運用を担う組織とする。12分野は次のとおりとする。

- (1)政策・統合概念、(2)太陽光発電、(3)太陽熱利用、(4)環境建築、(5)風力、(6)バイオマス、(7)水素・燃料電池、(8)海洋エネルギー、(9)地熱・地中熱、(10)エネルギークリッド・パワーエレクトロニクス、(11)省エネルギー・ヒートポンプ、(12)中小水力・未利用エネルギー

2 実行委員会のもとに次の分科会及び委員会を置く。

- (1)前項に定める分野の分科会
- (2)総務委員会
- (3)展示委員会
- (4)その他、活動態様に応じて定める委員会

### (実行委員会の構成)

第3条 実行委員会の委員長(以下、委員長と呼ぶ。)は、特定非営利活動法人再生可能エネルギー協議会の理事の中から互選で選び、共催を組む法人の承諾を得る。任期は2年とする。但し重任を妨げるものではない。

- 2 委員長は、委員長代行、副委員長、幹事を若干名、特別委員20名程度を選任することができる。
- 3 委員長は、各分科会リーダー及び共同リーダー、総務委員会委員長、展示委員会委員長を選任し、その役割を委嘱することができる。
- 4 委員長は、必要な場合は前項3で示すリーダー等の役割を特別委員に委ねることができる。
- 5 総務委員会委員長および展示委員会委員長は、第7条および第8条を遂行するために委員を選任する。
- 6 本条2項から5項での選任者を実行委員会委員とする。
- 7 幹事は、委員長と連絡を密にし、委員長の役割を補佐する。
- 8 特定非営利活動法人再生可能エネルギー協議会の理事及び監事は実行委員会に出席する。

### (実行委員会の開催)

第4条 委員長は、少なくとも年1回、実行委員会を開催する。実行委員会委員の代理出席も可とする。

- 2 委員長は、活動推進執行メンバーをはじめとして実行委員会委員以外の関係者の出席を要請することができる。

3 実行委員会で審議することは以下に掲げることとする。又その議事録を作成し、全実行委員会委員に配布する。

- (1) 年間計画及び今後予想される活動
- (2) 活動報告にもとづき今後に生かすべき事項
- (3) 実行委員会委員の選任、及び強化に係ること
- (4) その他、上記以外で緊急な事項

(実行委員会委員の資格)

第5条 実行委員会委員は、第1条の活動推進執行組織を構成する各法人の社員であるなしに関わらず、またその会員であるかないかに関わらず、その分野で最適な方を選任する。

2 前項の趣旨から社員や会員資格は問わない。

(分科会の役割)

第6条 第1条2項2号および3号を遂行するため12の分科会が活動する。

- 2 12の分科会リーダーおよび共同リーダーは担当分野のプログラムを企画・編成し実行にあたる。
- 3 国際会議等であらたにプログラム委員会が編成されるときはその企画・運営にあたる。

(総務委員会の役割)

第7条 第1条2項にかかる1号から3号にかかる総務に関する作業を行う。

2 前項の具体的な内容としては、広報、所属法人との連絡・調整、並びに企画、運営にあたる。

(展示委員会の役割)

第8条 第1条2項1号示す活動を毎年、継続的に遂行するために展示委員会を編成する。

- 2 展示委員会委員長は、展示委員会の企画・運営にあたる協力会社と共同し事業を成功させる。
- 3 毎年の展示会は同時開催主催者と調整しながら行う。展示委員会委員長はこの調整の任を実行委員会幹事に委嘱することができる。

(事務局)

第9条 本実行委員会に、実行委員会の活動を円滑に推進するため事務局を設置することができる。また、この任を実行委員会幹事に委嘱することができる。

(この活動推進規程の改定)

第10条 この規程を改定する場合は、実行委員会の承認を必要とする。

附則

1. この活動推進規程は、法人の成立の日(平成28年1月20日)の次の活動年度開始日(平成28年4月1日)から施行する。

制定 平成28年3月31日